

# 浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

景観・環境総合センター所長 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 届出の対象	1) 単独浄化槽 ( 人槽) 2) 合併浄化槽 ( 人槽)
4 廃止の理由	1) 撤去 (下水道/農業集落排水施設への接続) 2) 撤去 (合併浄化槽の設置) 3) 撤去 (上記以外) 4) 休止 (概ね1年以上休止する場合)
※ 事務処理欄	指定検査機関協議番号 (第 号)

- 備考
- 1 記名押印に代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
  - 3 休止による「使用廃止届出」後、使用を再開するには「使用開始届出」が必要となります。